

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年3月10日認可した。

令和3年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）買田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）三本木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下西原地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）下新開地区
坂出市江尻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上井出筋地区